

別表第六の二の項中「八の項」を「六の項及び八の項」に改め、同表の六の項中「放送をする無線局（三の項、七の項及び八の項に掲げる無線局並びに電気通信業務を行うことを目的とする」を「基幹放送局（三の項、七の項及び八の項に掲げる」に改める。
 （電気通信事業法の一部改正）

第五条 電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「電気通信事業紛争処理委員会」を「電気通信紛争処理委員会」に改める。

第二条第四号中「第五十二条の十第一項に規定する受託放送役務、有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律（昭和二十六年法律第三百三十五号）第一条に規定する有線ラジオ放送、有線放送電話に関する法律（昭和三十二年法律第三百五十二号）第二条第一項に規定する有線放送電話役務、有線テレビジョン放送法（昭和四十七年法律第三百四十四号）第二条第一項に規定する有線テレビジョン放送及び同法第九条の規定による有線テレビジョン放送施設の使用の承諾」を「第一百八条第一項に規定する放送局設備供給役務」に改める。

第九条ただし書中「その者の設置する電気通信回線設備（送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいう。以下同じ。）の規模及び当該電気通信回線設備を設置する区域の範囲が総務省令で定める基準を超えない」を「次に掲げる」に改め、同条に次の各号を加える。

一 その者の設置する電気通信回線設備（送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいう。以下同じ。）の規模及び当該電気通信回線設備を設置する区域の範囲が総務省令で定める基準を超えない場合
 二 その者の設置する電気通信回線設備が電波法（昭和二十五年法律第三百三十一号）第七条第二項第六号に規定する基幹放送に加えて基幹放送以外の無線通信の送信をする無線局の無線設備である場合（前号に掲げる場合を除く。）

第二条第一項第一号中「昭和二十五年法律第三百三十一号」を削る。

第三十四条第三項及び第四項中「第六項」を「第七項」に改め、同条中第七項を第八項とし、第六項を第七項とし、第五項の次に次の二項を加える。

6 第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、総務省令で定めるところにより、第二種指定電気通信設備との接続に関する会計を整理し、及びこれに基づき当該接続に関する収支の状況その他総務省令で定める事項を公表しなければならない。

第三十八条の見出しを（電気通信設備等の共用にに関する命令等）に改め、同条第一項中「電気通信設備」の下に「又は電気通信設備等の共用（電気通信事業者が電気通信設備を設置するため使用する建物その他の工作物をいう。以下同じ。）」を加え、同条第一項中「電気通信設備」の下に「又は電気通信設備設置用工作物」を加える。

「第四章 電気通信事業紛争処理委員会」を「第四章 電気通信紛争処理委員会」に改める。

第一百四十四条第一項中「電気通信事業紛争処理委員会」を「電気通信紛争処理委員会」に改め、同条第二項中「及び電波法」を「電波法及び放送法」に改める。

第一百四十七条第一項中「又は電波の利用」を「、電波の利用又は放送の業務」に改める。

第一百五十六条第一項中「電気通信設備」の下に「又は電気通信設備設置用工作物」を加える。

第一百五十七条の見出しを削り、同条の前に見出しとして（その他の協定等に関するあつせん等）を付し、同条第一項に次の二項を加える。
 ただし、当事者が同項の規定による仲裁の申請をした後は、この限りでない。

第一百五十七条第二項中「第五項」を「第六項」に改め、同項に後段として次のように加える。
 この場合において、同条第六項中「第三十五条第一項若しくは第一項の申立て、同条第三項の規定による裁定の申請又は次条第一項」とあるのは、「第一百五十七条第三項」と読み替えるものとする。

第一百五十七条の次に次の二条を加える。

第一百五十七条の二 電気通信事業者と第三百六十四条第一項第三号に掲げる電気通信事業（以下「第三号事業」という。）を営む者との間ににおいて、当該第三号事業を営む者が申し入れた当該第三号事業を営むに当たつて利用すべき電気通信役務の提供に関する契約（第三項において単に「契約」といつ。）の締結に關し、当事者が取得し、若しくは負担すべき金額又は条件その他その細目にについて当事者間の協議が調わないときは、当事者は、委員会に対し、あつせんを申請することができる。ただし、当事者が第三項の規定による仲裁の申請をした後は、この限りでない。

第二条 第百五十四条第二項から第六項までの規定は、前項のあつせんについて準用する。この場合において、同条第六項中「第三十五条第一項若しくは第二項の申立て、同条第三項の規定による裁定の申請又は次条第一項」とあるのは、「第一百五十七条の二第三項」と読み替えるものとする。

第三条 電気通信事業者と第三号事業を営む者との間ににおいて、当該第三号事業を営む者が申し入れた契約の締結に關し、当事者が取得し、若しくは負担すべき金額又は条件その他その細目について当事者間の協議が調わないときは、当事者の双方は、委員会に対し、仲裁を申請することができることとする。

4 第百五十五条第二項から第四項までの規定は、前項の仲裁について準用する。

第五条 第百五十五条第二号中「電気通信設備の共用」を「電気通信設備若しくは電気通信設備設置用工作物の共用」に改める。

第六条 第百六十条第一号中「電気通信設備の共用」を「電気通信役務の行い」という。から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それそれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中放送法第五十三条の十一の改正規定、第三条中電波法第九十九条の十一の改正規定及び第五条中電気通信事業法第三百四十七条第一項の改正規定並びに附則第三条、第十三条及び第十一条の規定、公布の日

二 第一条中放送法第五十二条の十三第一項第五号の改正規定、同法第五十二条の二十四第二項第四号の改正規定及び同法第五十二条の三十第二項第五号の改正規定並びに第三条の規定（前号に掲げる改正規定を除く。）並びに附則第十二条、第二十二条、第二十七条、第三十五条及び第三十七条の規定、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

三 第一条の規定（前二号に掲げる改正規定を除く。）並びに第五条中電気通信事業法第三十四条の改正規定、同法第三百六十九条第四号の改正規定及び同法第一百九十二条第一号の改正規定並びに附則第十条第一項の規定、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日（法律の廃止）

第二条 次に掲げる法律は、廃止する。

一 有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律（昭和二十六年法律第三百三十五号）
 二 有線テレビジョン放送法（昭和四十七年法律第三百四十四号）
 三 電気通信役務利用放送法（平成十三年法律第八十五号）
 四 有線放送電話に関する法律（昭和三十二年法律第三百五十一号）